

# 小 額 工 事 事 務 取 扱 方 法

昭和 6 2 年 5 月 1 1 日

改正 平成 2 8 年 7 月 1 日

## 1 趣 旨

七飯町契約規則第 4 0 条及び七飯町建設工事執行要領第 1 7 条に規定する小額工事について、その事務取扱方法を定めるものとする。

## 2 設計書等の作成省略

小額工事を施行するときは、設計書及び図面の作成を省略することができる。ただし、契約内容を明らかにしなければならない。

## 3 起工の決定

小額工事を施工しようとするときは、別紙小額工事施行決定書により当該工事を施行する旨を決定しなければならない。

## 4 業者の選定

小額工事に係る競争入札又は見積り合せによる随意契約に参加できる者は、七飯町指名競争入札及びその運用方針により選定された「資格を有する者」の名簿に登録されたものでなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、「資格を有する者」の名簿に登録された者以外の者を参加させ、又は契約の相手方とすることができる。

## 5 特別発注

小額工事の契約の締結について、随意契約によろうとする場合で次の各号の一に該当するときは、1 人からの見積書を徴して請負人を決定すること（以下「特別発注」という。）ができる。

(1) 緊急に施行を要し、見積り合せをするいとまがない場合

(2) 特殊な技術を要する工事で見積り合せをすることが不相当と認められる場合

(3) 当該小額工事に要する資材等を大量に所有し、その者と契約を締結することが有利である場合

## 6 予定価格調書の作成の省略

小額工事の競争入札又は見積り合せをする場合、予定価格調書の作成を省略することができる。

## 7 業者の選定

競争入札又は見積り合わせの結果（特別発注の場合にあっては、その旨及び見積り結果）を当該小額工事施行決定書の所定の欄に記録し、同決定書により業者を決定して契約をしなければならない。

## 8 契約書の作成

当該小額工事について契約書を作成する場合は、標準契約書（2）によるものとし、契約書を作成しない場合は、七飯町建設工事執行要領の標準第2号様式による請書を徴さなければならない。

## 9 工事監督員

当該小額工事について、完成検査によって適正な履行を確保することができるのと認める場合を除き、工事監督員により当該工事の監督を行わせるものとする。この場合、口頭により通知することができる。

## 10 工事工程表等の徴取の省略

契約を締結したときは、必要があると認めるときを除き、工事工程表等省略するものとする。

## 11 工事の完成

当該規約に係る小額工事が完成したときは、当該小額工事施行決定書の所定の欄に記載しなければならない。

## 12 工事の完成検査

- (1) 小額工事の完成の届出があったときは、検査員をして請負者立会のうえ、実地検査を行わなければならない。ただし、請負者が当該検査に立ち会わない場合は、検査員のみで実地検査を行うことができる。
- (2) 検査員は、検査の結果を当該小額工事施行決定書の所定欄に記載しなければならない。

### 13 その他

小額工事について、契約規則の規定によって執行しようとするときは、この方法の定めによらないことができる。

附 則

この方法は、昭和62年5月11日から施行する。

附 則

この方法は、平成28年7月1日から施行する。

# 小 額 工 事 施 行 決 定 書

部 課

工事番号	起案年月日	決定年月日	通知年月日	起案年月日	締結年月日
	課長	参事	係長	合議	係

下記により建設工事を施行する。      下記により契約を締結する。

工事名	工 契 約 締 結 の 翌 日
	期 平 成 年 月 日

工事の内容	別 紙 の と お り				
施行の方法	1. 直営	2. 請負	3. 委託	契 約 金 額	円
契約の方法 及び根拠				契 約 保 証 金 (免除の根拠)	
支出 科目	平成 年度	一般会計			請 負 者 住 所 氏 名
	款 土木費	目			
	項 住宅費	節			
備考					備 考

### 入札（見積り合わせ）執行結果

業 者 名	第 1 回		第 2 回		第 3 回		摘 要
	金 額(円)	順 位	金 額(円)	順 位	金 額(円)	順 位	

	課長	参事	係長	合議	係	
検						完 成 年 月 日
査						平 成 年 月 日
報						検 査 年 月 日
	検 査 員			印		
告						平 成 年 月 日